



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒422-8062
静岡市駿河区稲川2-2-1
セキスイハイムビルディング7階
TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973
Eメール kenpyo@mail.wbs.ne.jp



低額回答に抗議しシュプレヒコールする通信労組の組合員＝14日、静岡電ビル前



無回答と労働条件の引き下げに抗議＝14日、浜松労災病院

JMITU通信産業労組静岡支部は、14日、8時過ぎから電ビルの前で、前日の低額回答2000円に対して抗議の宣伝と9時から1時間のストライキを行いました。このストライキ

ストライキ決定

静岡では、菊池仁県評議長が「13日の集中回答日に大手の回答が出たが、軒並み低額回答だ。大企業は内部留保をため込んでいるが、その内部留保の一部を賃上げに回すことで大幅賃上げは可能だ」「これからが中小企業の春闘本番、地域活性化のためにも大幅賃上げは必要だ」と訴えま

春闘統一行動

3月14日（木）春闘要求実現に向けた全国統一行動が行われました。早朝、静岡駅地下道と浜松駅前で通勤途中の人達に春闘チラシの配布と宣伝を行いました。また、前日の回答に対し抗議のストライキを決定した組合の支援に駆け付けました。

8時間働いて人間らしく暮らせる社会を勝ち取ろう

留保を10兆8915億円と前年度より652億円も積み増している。この内部留保の3・28%取り崩すだけで労働者の賃上げは可能だ」「NNTに働く労働者のアンケートで『生活が苦しい70%（正社員）79%（非正規）』との声が寄せられた」「NNTは社会的責任を果たせ」と訴え、9時から10時までの時限ストに突入しました。

消費税引上げ 反対の声を大きく

はたらくみんなの春のつどい

パート臨時労組連絡会は3月24日（日）静岡市の青葉公園で、「消費税10パーセント引き上げに賛成・反対」のシール投票を行いました。投票は230名もの人が行い、対話はほぼ消費

費税への関心の強さが分かりました。静岡産業経済会館で行われた「春のつどい」で菊池

県評議長は「今、春闘で大幅賃上げを。正規非正規の格差は正。8時間働けばま

ともな生活が出来ることを実現しよう。また、若者が希望を持てる市政を実現し

ましょう」と開会のあいさつをしました。

「『消費税って何？』」10パーセントの引き上げで

どうなる？私たちの生活」と題した静岡県商工団体連合会の瀬川るみ事務局長の講演に、消費税の知識を深



労働条件切り下げに抗議する郵政ユニオンの組合員＝19日、積志郵便局前

のストライキを決定しました。浜松労災病院の正門に組合員が集まり、塩入支部長は「要求にこたえよ」「退職金の切り下げは許さない」と訴えま

した。

19日、郵政ユニオンは春闘要求の会社回答は、郵政労働者の生活実態を

顧みない回答として大きな怒りを持って積志郵便

局前で9時から1時間のストライキを決定しまし

た。

地域からも西部地区労連を始め、多くの仲間が支援

に駆けつけました。

日本税制は、戦争によつて税法が変えられてきた歴史がある、軍事予算増加が

消費税の増税とリンクすることから「戦争税」であると説明。税制の仕組みを理

解することで消費税の引上げは不当であり、10月から

予定されている消費税引上げに反対の声を大きくしていこうと結びました。

団体交渉に70名の組合員が参加

職場のたたかひの交流では、生協の職場から、全国どこでも同じ仕事でありながら、地域別最低賃金にリ

ンクした時給であり全国一律にすることを要求している。時給1500円を要求

し組合員70名が団体交渉に参加したことが報告されま

した。福祉保育労から、保育士の配置基準が4歳児30人に



軍事予算と消費税増税はリンクしていると話す瀬川さん

24日、静岡市葵区

市長選の結果

4月7日投票の、静岡市長選は現職の田辺信宏氏（自民党推薦）が3選を果たしました。浜松市長選は現職の鈴木康友氏が4選を決めました。投票率は静岡市長選が48・76%、浜松市長選が55・75%でした。

静岡市

「市民が主人公の新しい静岡市政をつくる会」が擁立した林克氏は、若者が希望をもてる街を実現するためとして、労働行政の確立と労働政策課の設置、地域の賃金底上げのための公契約条例制定

浜松市

また、水道事業の民営化など、新たな住民負担を強いる市政を転換しようとして「住みつけたいまち・浜松をつくるみんなの会」が擁立した、野沢正司氏は25195票（7・1%）を得ましたが及びませんでした。

その場で労働組合に加入 労働相談ホットライン

全労連全国一斉労働相談ホットラインが3月6日（水）10時より行われました。今回の相談件数は少なく、浜松が1件、静岡3件でした。1年単位の有期雇用を5年続け、今年の4月で無期雇用に移換できる

矢先に、突然雇止めにされた労働者が相談にみえました。その方は、その場で労働組合に加入し団体交渉で解決することになりました。団体交渉の前に、退職証明書を会社に請求し、団体交渉を3月中に実施するように申入れることを決めました。要求は、①雇止め②雇止めを撤回しない場合は損害賠償金として賃金の1年分を要求する、としました。

雇止めをするには、①今後も契約を継続する期待権が存在しない②さらに、雇止め理由が客観的合理性を有し社会通念上是認できる場合です。

今回の相談は、これに当てはめると「継続する期待権が存在し」「正当な理由が示されていません」ので不当な雇止めになります。

このホットラインを通じて、相談する事により、職場の問題解決の足掛かりになると思います。



電話相談に応える相談員＝6日

願書名と、静岡県の最低賃金をすぐに1000円に引き上げることを求める署名を集める」と緊急課題を訴えました。



平和憲法を守り活かそうと「フェスタ」に多くの人が集まる＝17日、青葉公園

憲法を守るため 声を出していこう

「平和だからできる思い思いの暮らし方。“平和ってすてき！”を持ち寄って、平和を支える憲法への想いを繋ぎます。楽しいフェスタで、いま、話題の憲法について、語り合える場を提供します！」と開催

3・17 くらいし平和・憲法フェスタ

くらし・平和・憲法フェスタ実行委員会（戦争させない1000人委員会静岡・静岡県憲法を守りいかに共同センター、プラムフィード）は、3月17日（日）平和を支える憲法への思いを語り合おうと、静岡市葵区の青葉公園で「3・17憲法フェスタ」を開催しました。オープニングは、ヴォーカルスタジオ猫の手の手晴らしい歌声で飾りました。会場は、野菜・お弁当・焼き鳥、リサイクルショップなど25の出店で賑わいをみせていました。

憲法を語る

市民連合代表の小長谷保弁護士（写真下）が、憲法



を語ると題し話され「自衛隊を憲法に明記すると、自衛隊の装備をどのくらいにするのかとなり拡大していくだろう」また「憲法13条には国民の権利、幸福追

求権を国は最大限尊重しなくてはならないとしているが、これを守らせるには声を出していかなければならない」と強調しました。

憲法・平和への 思いをステージで

その後、10の団体・個人からスピーチ、演奏、歌声やコントが行われ、スピーチでは「安倍政権は、数の力で強引に憲法改悪につき走ろうとしている。国会議員発議案として国民投票に打って出るかもしれない」「改憲を阻止するには統一地方選・参議院選挙を勝たなければいけない」。

また、沖縄の問題や、浜岡原発の再稼働はさせてはならないなど発言がありました。

フクシマを忘れない

3・11メモリアルデー

東日本大震災・福島原発事故から8年を迎える前日の3月10日（日）メモリアルの宣伝を静岡市の東急スクエア前で宣伝を行い20人が参加しました。

林氏（前県評議長）は「明日は3・11から8年目に当たります、このことを記憶にとどめておかなければいけない。福島原発事故での避難者は、政府は約5万人と言っているが、自主避難者などを除外し少なく見せている。また、2017年3月で福島から自主避難している人たちの住宅無償提供が終了し、避難

生活者への支援を縮小している」「原発災害は、広い範囲にわたり多くの人に影響を与え、原発関連死者は2000人以上います。復興には長い時間を要します。2度と原発災害を起こしてはいけません」「また、静岡県には世界一危険と言われる浜岡原発がある、浜岡は東海地震の震源域の真上にある。再稼働させてはならない、中電は廃炉技術に取り組みここで雇用が生まれ、ビジネスチャンスとなる」と訴えました。

その後、参加者が次々にマイクを握り「福島第一原

職場の安全衛生を実現するために 静岡県安全健康センター No. 60

審査請求で 労基署の判断が覆り労災認定

労働災害に「第三者行為災害」という聞き慣れないジャンルがあります。厚生労働省の言い方では「他人の故意に基づく暴行による負傷」となります。すなわち、業務中に、他人（会社でも被災者でもない第三者のこと）の暴行等の行為で負傷した場合に、それが労働災害になり得るか、と言う問題です。

焼津市内の会社に勤務するSさんは、業務中、同僚から急所に暴行を受け深刻な傷を負いました。事情聴取で加害者は「ふざけて」と述べました。この事案に対して労基署は労災不支給決定をしました。理由は、「加害者の故意によるから業務とは関連がない」というものでした。

そこでSさんは審査請求をしたのですが、今年の3月、労基署の決定を取り消し、労災を認めるという決定が下りました。

一見すると「第三者の故意事件は業務と無関係」という判断は、

例え業務中でも、第三者にすべての責任が属するので、業務とは無関係であるというのが当然といえそうです。しかし、厚生労働省では「業務中に被った負傷であつて、他人の故意に基づく暴行によるものは、その故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるもの、その他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するものと推定する」というルールがありました。これは、故意は外からは分かりにくいものであり、背後に仕事上の恨みなどが無いとは限りませ

ん。そこで仮にも業務中に起こったものは原則として「業務に係る」と考える（推定する）「べきと言うことになったのです。ただし明らかに業務と無関係な場合を除くことにしたのでした。このルールで言えば、労基署が「故意だから業務と無関係」という判断は間違っているのです。

審査請求で労基署の判断が覆るのは大変珍しいのですが、このケースは言葉の正確な理解を問うことだけで覆ったという意味で、希有な例となりました。

静岡県労働研究所 No. 49

春のセミナー開催

「春のセミナー」が3月21日に開催され3名の方が報告しました。

①「社労士が考える『まともな労働』とは何か」 中山竜児氏

『まともな働き方』が可能なシステムを構築することが、労働者のため、中小企業の持続的成長に必要と考えます。労働組合があるべき労働条件を提示することで、団体交渉を円滑に行えるようにしたい。「賃金と社会保障のベストミックス」による労働者の生活保障を図っていくことが不可欠です。

②「文化財の保存から活用へ」現状と課題 泰井良氏

2018年度文化庁予算の特徴は、「稼ぐ文化」と

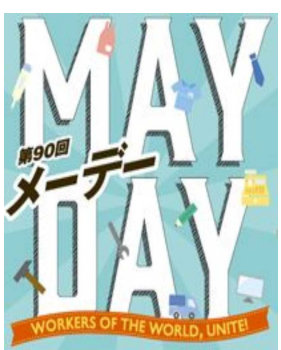


署名に協力してくれる通行人110日、静岡市葵区

発事故は終わっていない。汚染水は増え続け、汚染土の山が広がっている。避難指示が解除されても戻れないでいる。静岡県も他人ごとではない、ひとたび事故が起これば同じようなことになる」と訴えました。

静岡市の昇給制度は、これからは人事制度に基づく評価になります。例えば税金の滞納整理をする職場では、収納率何%という目標を決められ、情け容赦なく差し押さえをする状況が行われています。また会計年度任用職員制度は、正規職員の大卒初任給が昇給上限の目安とされ、20万円を

- 静岡中央：駿府城公園
- 伊東：物見塚公園
- 熱海：市役所第3庁舎会議室
- 沼津・三島：狩野川河川敷
- 富士富士宮：富士市平垣公園
- 藤枝：藤枝駅西公園
- 島田：プラザおおるり
- 浜松：浜松城公園 芝生広場
- 浜北・天竜：なゆた浜北



越えることはありません。次回4月28日（日）あざれあで「春のシンポジウム」を午後1時30分より開催します。基調報告は金美珍（キム ミジン）氏による『最低賃金連帯からみる韓国の社会的連帯』について報告がされます。